

昭和三十二年法律第六百六十三号

美容師法

(目的)

この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるよう規定し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美化することをいう。
この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。
(免許)

第三条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2 美容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。

一 心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第三項の規定による免許の取消処分を受けた者

(美容師試験)
第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

一 昼間課程
二 夜間課程
三 通信課程

5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定試験機関の指定)

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、美容師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」といふ。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

2 (指定の基準)
2 指定試験機関の役員の選任及び解任

(役員の選任及び解任)

2 第四条の三 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

2 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

4 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

1 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

2 第四条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

3 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

2 第四条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれららの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(試験事務規程)

2 第四条の九 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(試験事務の休廃止)

2 第四条の十四 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

うとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により認可を受けた後遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

2 第四条の六 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は处分を含む。)若しくは第四条の九第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(帳簿の備付け)

2 指定試験機関は、試験委員を選任したとき委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任したときの執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつ日から起算して二年を経過しない者

3 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

3 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

3 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

3 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

(報告・検査等)

2 第四条の十一 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

2 第四条の十二 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督命令を下す。

2 第四条の十三 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に応じ必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(試験事務の休廃止)

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

- 厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四条の十五 厚生労働大臣は、指定試験機関が第四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

厚生労働大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条の三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四条の六第二項(第四条の七第四項において準用する場合を含む)、第四条の九第三項又は第四条の十二の規定による命令に違反したとき。

三 第四条の七第一項、第四条の十、第四条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第四条の九第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第四条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等の条件)

第四条の十六 第四条の二第一項、第四条の六第一項、第四条の九第一項、第四条の十第一項又は第四条の十四第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(厚生労働大臣による試験事務の実施)

第四条の十七 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものと

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第四条の十四第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四条の十五第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするととき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(受験手数料)

第四条の十八 美容師試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が当該試験に係る試験事務を行う場合には、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。
(厚生労働省令への委任)

第四条の十九 第四条の二から前条までに規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(美容師名簿)

第五条 厚生労働省に美容師名簿を備え、美容師の免許に関する事項を登録する。
(登録及び免許証の交付)

第五条の一 美容師の免許は、美容師試験に合格した者の申請により、美容師名簿に登録する」とによつて行う。

2 厚生労働大臣は、美容師の免許を与えたときは、美容師免許証を交付する。
(意見の聴取)

第五条の二の二 厚生労働大臣は、美容師の免許を申請した者について、第三条第二項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により美容師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。
(指定登録機関の指定)

第五条の三 厚生労働大臣は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、美容師の

- (指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第五条の四 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第五条の二第二項の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第五条の二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「美容師の免許を与えたときは、美容師免許証」と、「美容師の免許を与えたときは、美容師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に美容師免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、美容師の登録又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付なければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第五条の五 第四条の三、第四条の四、第四条の六及び第四条の八から第四条の十七までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「第一条」と、「第二条」とあるのは「第五条の三第二項」と、「第四条の四第一項、第四条の十五第二項第五号及び第四条の十六第一項中「第四条の二第一項」とあるのは「第五条の三第一項」と、「第四条の八第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、「第四条の十五第二項第二号中「第四条の六第二項(第四条の七第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第四条の六第二項」と、同項第三号中「第四条の七第一項、第四条の十」とあるのは「第四条の十」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第五条の六 第三条及び第五条から前条までに規定するもののほか、美容師の免許、美容師名簿の登録、美容師免許証、美容師免許証明書並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登

- （無免許営業の禁止）
第六条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。
第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。
（美容の業を行う場合に講すべき措置）
第八条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
二 皮ふに接する器具を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
第九条 削除
（免許の取消及び業務の停止）
第十条 厚生労働大臣は、美容師が第三条第二項第一号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。
都道府県知事は、美容師が第七条若しくは第八条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
厚生労働大臣は、美容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。
四 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。
（美容所の位置等の届出）
第十一條 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
二 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止

条の規定による実地習練は、この法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地練習とみなす。

5 この法律の施行前旧法第八条第三号又は第十二条第四号の美容師又は美容所の開設者に係る規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八条第三号又は第十三条第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。

6 この法律の施行前にした旧法第八条、第九条又は第十二条の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八条、第九条第一項又は第十三条の規定に違反する行為とみなす。

7 この法律の施行前旧法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一条第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。

8 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、附則第七項の理容師美容師法の一部を改正する法律の施行の日前から引き続き美容所を開設している者であり、かつ、同項の理容師美容師法の一部を改正する法律の附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二条の規定は、適用しない。

9 この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第四条第三項の規定の適用については、学校教育法第九十九条に規定する者とみなす。

11 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行による。この法律は、昭和三十七年九月一五日法律第一附則（昭和三七年九月一五日法律第一

3 前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

6 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

7 この法律の施行前にされた行政手続でのこの法律による改正前の規定により訴願等をすることができるようとのとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。前八項に定めるもののほか、この法律の施行する期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する期間は、この法律の施行の日から起算する。

附 則（昭和四三年六月一〇日法律第九号抄）

六号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月二七日法律第128号抄）

四号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年二月一〇日法律第八三号抄）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第三(一)

第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年一月一日
理容師法等の一部改訂に伴う経過措置)
第一条 第十五条、第十七条又は第十八条の規定並行して適用する場合に、この法律又は第十九条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年一月一日

第十一（

罰則に関する経過措置)
一 条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理容師法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十五条、第十七条及び第十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の理容師法第九条第二項、クリーニング業法第九条第三項又は美容師法第九条第一項の規定に基づく業務の停止処分を受けている者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十七条から第十九条までの規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定及び附則第六条の規定(厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)第六条第十号の改正規定を除く)。昭和六十一年四月一日(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の美容師法(以下この条において「旧法」という)第四条の規定による美容師試験に合格した者は、第十九条の規定による改正後の美容師法(以下この条において「新法」という)第四条の規定による美容師試験を免除したものとみなす。

3 第十九条の規定の施行の際現に旧法第四条に規定する美容師試験を受けることができる者は、新法第四条第五項の規定にかかるわらず、同項の実地試験を受けることができる。

附則

抄 (昭和六〇年七月二二日法律第九)

(罰則に関する経過措置)

第十四条　この法律の施行前に法律の規定により（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手

続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもの
(政令への委任)

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年七月一日法律第八四

（施行期日）
第二条 上の法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行するただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定

(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)

は平成七年一月一日から、第一条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、

第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則

第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条における許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用について、附則第五条から第十一条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の適用によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。)(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年六月一六日法律第一〇)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。(理容師試験及び美容師試験に関する規定の適用)

第二条 平成十二年三月三十一日以前に行われる理容師試験及び美容師試験について、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の理容師法(以下「旧理容師法」という。)第三条第四項の規定による改定する一年以上の実地練習を経たもの又は施行日前に第二条の規定による改正前の美容師法(以下「旧美容師法」という。)第四条第四項の規定により美容師になるのに必要な学科を修めた者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ新理容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

第四条 施行日前に旧理容師法第三条第四項又は新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

第五条 施行日前に旧理容師法第四条第四項又は新理容師法又は新美容師法の規定により理容師又は美容師になるのに必要な学科を修めた者及びこの法律の施行の際現にこれらの方に規定する新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

第六条 旧理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験(附則第二条の規定によりなお従前の例により行われる理容師試験又は美容師試験を含む。)に合格した者は、新理容師法第二条又は新美容師法第三条第一項の規定にかかると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

第七条 厚生労働大臣は、第一項の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣と協議しなければならない。

第八条 (理容師又は美容師の免許の特例)

第九条 (附 則)

附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び二 略
三 第三条から第五条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

第十一条 (罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八八)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名及び二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る)、第二百四十四条の三の改正規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六

た者であつて旧美容師法第四条第五項に規定する一年以上の実地練習を経たものは、第一条の規定による改正後の美容師法(以下「新理容師法」という。)第三条第三項又は第一条の規定による改正後の美容師法(以下「新美容師法」という。)第三条第三項を除く。)によつて

新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつて

したものとみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による罰則の規定によりなお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例によつて

処分、手続その他の行為は、新理容師法又は新美容師法中にこれに相当する規定があるときは、新理容師法(第三条第二項を除く。)又は新美容師法(第四条第三項を除く。)によつて

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名及び二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る)、第二百四十四条の三の改正規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第二十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改定された附則の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののはか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

この法律の施行前に改定された附則の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前において、上級行政庁とみなされる行政不審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不審査法の規定によりされた許可の処分等に関する経過措置

第一百六十三条 行政不審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十四条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料について、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十七条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十八条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

附 則 (平成一九年六月二日法律第六〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第六一號) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七一號) 抄

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七二號) 抄

この法律は、平成二十四年四月一日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇六号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年五月三〇日法律第一一七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第八七号) 抄

この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第八八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第八九号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九〇号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九一号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九二号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九四号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九五号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九六号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九七号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日法律第九八号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百五十四条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定を除く。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第三百八十八条の改正規定に限る。)、第一百五十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定)「第二項第二号イ」を「第一項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十二条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化的促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十六条(第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)及び第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百七十四条(鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」

項の改正規定（「第四条第三項」）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の規定（「第四条第三項」）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三项まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十五条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十一条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百一十三条第一項の規定 平成二十四年四月一日

する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三条第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで

の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律による施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそのぞれぞれの法律の相当規定によります。

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに規定するもの（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとす）。の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（施行期日）
第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

附 則 （令和五年六月一四日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公

布の日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公

**（施行期日）
第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 第七条の規定による改正後の美容師法（次項において「新美容師法」という。）第十二条の二の規定は、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

（美容師法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第七条の規定による改正後の美容師法（次項において「新美容師法」という。）第十二条の二第一項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。